「長岡市文化財保存活用地域計画」について

資料№１

１　文化財保存活用地域計画

・市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画

　 文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープラン

　 短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン

・地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができる。

・地域計画の作成・実施により、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されている。

（文化庁「文化財保存活用地域計画パンフレット」より）

２　「長岡市文化財保存活用地域計画」の作成について

　(1)　事業計画（案）

　　　 令和４年度　事前準備

　　　 令和５年度～　作成事業（調査、協議会の開催　など）

　　　 作成次年度　文化庁へ認定申請　→ 文化庁の認定

　(2)　令和４年度事業

・文化庁補助金（地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成））の交付要望書提出に向けて、地域計画作成事業の実施計画をまとめる。

　　 ・長岡市文化財保存活用地域計画作成事前準備支援業務委託